

災害時要援護者登録のお知らせ

～誰一人として取り残されることがないように～

■お問い合わせ 金屋庁舎やすらぎ福祉課 ☎ 52 - 2111

是非積極的に災害時要援護者の登録をしてください

災害時要援護者が避難を必要とするなどの緊急事態に陥った場合、「どのような持病があるの？ かかりつけの病院は？ 緊急の連絡先は？」などの情報を知らなければ、迅速に対応できません。そのような情報を事前に役場に登録し、災害時要援護者台帳を作成しています。登録された情報は自治会・民生児童委員・自防防災組織等と共有し防災対策に役立てます。

●災害時要援護者台帳登録対象者

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
 - ② 65歳以上の高齢者のみの世帯の者
 - ③ 介護保険法に基づく要介護認定において要介護3以上の判定を受けている者
 - ④ 身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障害の程度が1級又は2級の者
 - ⑤ 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度がA判定の者
 - ⑥ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
 - ⑦ 特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児
- ①～⑦のいずれかに該当する方で、かつ次の項目にも該当の方が対象になります。
- ・在宅の者であって、災害時に自力避難が困難な方
 - ・自身の避難支援に係る個人情報自治会等へ提供することに同意した方

●登録申請の方法

金屋庁舎やすらぎ福祉課、もしくは、自治会・民生児童委員・自主防災組織代表者まで連絡をお願いします。その後町から調査員が自宅を訪問し、申請書の作成をお手伝いし、登録を行います。(すでに登録済の方は再登録不要です。)

地域の絆で要援護者を守ろう

個別避難支援計画(個別計画)の作成

災害時要援護者台帳に登録されている災害時要援護者のうち、家族以外の第3者の支援がなければ自力避難が困難とされる在宅者を個別計画対象要援護者とし、個別計画を作成します。個別計画とは、個別計画対象要援護者に避難情報等を伝えたり、避難所までの支援を誰がするのかを事前に定め、避難支援を迅速に行うためのものです。

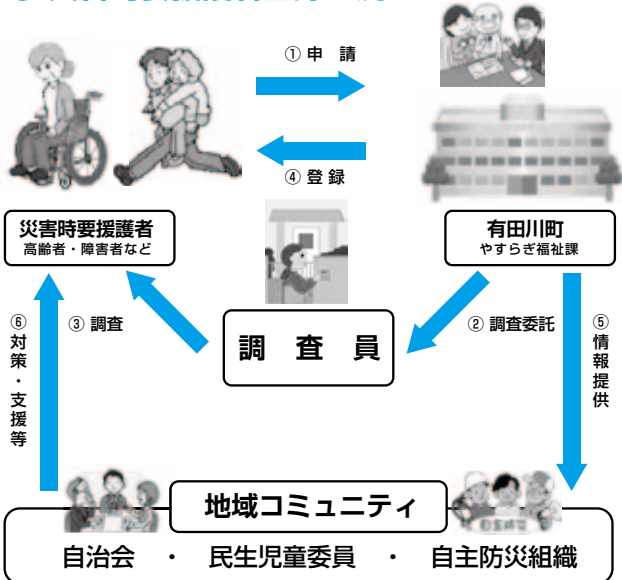
●個別計画作成方法

個別計画対象要援護者と自治会・民生児童委員・自主防災組織等が相談しながら個別計画を作成します。

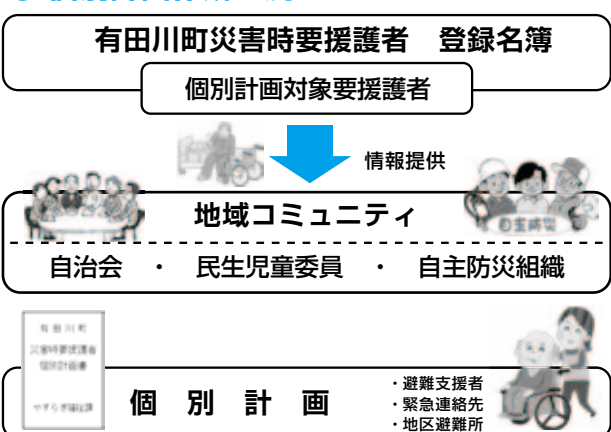
●ご理解をお願いします

この制度は、あくまで地域住民が共に助け合う「共助」のもとに行われます。災害時に

① 災害時要援護者登録の流れ



② 個別計画作成の流れ



黄色い旗をご存じですか？

は避難支援者も多く被災することが考えられ、必ず支援が受けられるとは限らず、支援する方が責任を負うものではありません。

災害が発生した時、町民の皆様には避難をお願いすることがあります。有田川町では、災害が発生し避難する際、家族全員が無事に避難したことを周囲に伝える為、「黄色い旗」を使用しています。家族全員で避難する際、玄関先に黄色い旗を立ててください。「黄色い旗」は、家族全員が避難したことを周囲の方に知らせるために立てるものです。旗の立っていない世帯には、声をかけて避難を促しましょう。転入等で「黄色い旗」をお持ちでない場合は金屋庁舎やすらぎ福祉課までお問い合わせください。